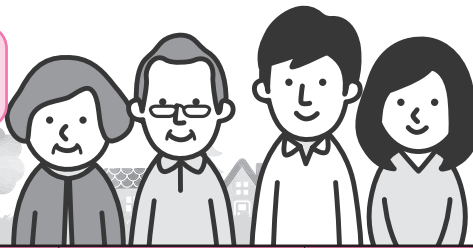


無料相談会



	日時	時間	場所	内容(対応者)	予約・問合せ
行政相談	10月15日(金) 11月5日(金)	9:00~12:00	ゆめプラザ・那須	行政上の困りごと (平山英夫行政相談委員)	自宅 ☎72-5234
移動県民相談	10月15日(金)	10:00~12:00	ゆめプラザ・那須	県政に関すること (県民相談員1名)	那須県民相談室 ☎0287-23-1555
人権相談	10月25日(月)	9:30~12:00	ゆめプラザ・那須	人権に関すること (人権擁護委員2名)	保健福祉課 ☎72-6917
心配ごと相談	10月20日(水)	10:00~15:00	ゆめプラザ・那須	身の回りの心配ごと (民生委員2名)	社会福祉協議会 ☎72-5133
子育て相談	10月16日(土) 11月20日(土)	9:00~17:00	子育て支援センター	子育てで不安なこと (児童家庭相談員 ほか)	子育て支援センター(※1) ☎71-1137
こころの健康相談	11月19日(金)	10:00~16:00	保健センター	心身の不調、 人間関係の悩み (カウンセラー)	保健センター ☎72-5858
働く人のメンタルヘルス相談	11月4日(木)	13:30~16:30	大田原労政事務所 (県那須庁舎)	仕事上での悩みごと (産業カウンセラー)	大田原労政事務所(※2) ☎0287-22-4158
交通事故巡回相談	10月27日(水) 11月10日(水)	10:00~11:00 13:00~14:00	那須県民相談室 (県那須庁舎)	損害賠償、示談交渉など (交通事故相談員1名)	県民プラザ室(※3) ☎028-623-2188
不動産相談	10月22日(金)	13:30~15:30	不動産会館県北支部	不動産取引など (相談員2名)	宅建協会県北支部 ☎0287-62-6677
広域無料法律相談	11月11日(木)	13:30~16:30	電話による相談	法律上の困りごと (弁護士1名)	大田原市総務課(※4) ☎0287-23-1111
高齢者の総合相談	月~金曜日	8:30~17:00	ゆめプラザ・那須 保健福祉課	高齢者の介護、虐待、 福祉、健康など (相談内容による)	地域包括支援センター ☎71-1138 保健福祉課 ☎72-6917.6910
障がい等の総合相談窓口	【町委託業者】○指定相談支援事業所ノエル ☎73-5315 ○地域生活支援センターゆずり葉(那須塩原市) ☎63-7777			保健福祉課障がい者福祉係 ☎72-6917	

- ※1 子育て相談：別日の希望がある方はご相談ください。
- ※2 働く人のメンタルヘルス相談：相談日3日前(土日祝日を除く)午後5時までに電話で予約。
- ※3 交通事故巡回相談：相談日3日前(土日祝日等を除く)までに電話で予約。予約がないときは、巡回相談を実施しません。
- ※4 広域無料法律相談：11月4日(木)~10日(水)の期間に電話で予約。感染対策のため、当面の間、電話による相談に変更となります。

消費の豆知識

SNSの広告サイトを見て「1回限りで注文した商品が「定期購入」だったというケースが増えています。

「よくあるケース」

- ① SNSを閲覧中にダイエットサプリメントの広告が表示された。痩せると思わせる画像があり、お試し価格が低額であったため注文した。
 - ② 数日後、商品が届き代金も支払ったが、翌月になると同じ商品が届き定期購入であることに気づいた。
 - ③ もう一度広告を確認しようとしたが確認できなかった。2回目は定価であり、高額なため解約したい。
 - ④ 販売サイトに「定期購入」であることや、金額、契約期間などの販売条件が表示されていない場合は、表示がなく申し込み前に確認できなかったことを理由に解約交渉をしましょう。また、これらの広告は、効果・効能・低価格であることが強調されているケースが多く、販売サイトに「定期購入」が条件であることが表示されていても見逃しやすくなっているケースがありますのでご注意ください。
- 【注文前のチェックポイント】
・定期購入が条件となっていないかを確認する

悪質商法や多重債務などの消費生活に関する相談は、

「那須町消費生活センター」へ!

- 開所日 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)
- 時間 午前9時~正午、午後1時~4時
- 場所 那須町役場内1階東側
- 電話 0287-72-6937

「消費者ホットライン」3桁の電話番号188番へ

土日など役場が休みの時にも、相談可能な窓口へおつながります。(年末年始を除く)

○那須町消費生活センター
☎72-6937

○栃木県消費生活センター
☎028-625-2227

▼問合せ

- ・返品、解約ができるか確認する
- ・注文時の画面はスクリーンショットで保存しておく
- ・利用規約の内容を確認する
- 未成年の場合
 - ・親権者の同意を得ているか
 - ・年齢や生年月日を成人と偽らず正確に入力して注文すること
- ・対応に困ったら、ひとりで悩まずに、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。
- ・また、このような案件に限らず、普段の消費生活で不安に思ったり、トラブルに遭った場合もご相談ください。